会津若松市地域公共交通計画策定調査業務委託要求水準書

会津若松市地域公共交通会議

本要求水準書は、会津若松市地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）が実施する会津若松市地域公共交通計画策定調査業務委託について、必要な事項を定める。

１　委託業務名

会津若松市地域公共交通計画策定調査業務（以下、「本業務」という。）

２　目的

会津若松市は、比較的コンパクトな都市構造で、会津若松駅と中心市街地を基点に鉄道及び路線バスが整備・運行されており、それらの利用促進や利便性向上のため、平成21年度に「会津若松市地域公共交通総合連携計画」を、平成27年度には「会津若松市地域公共交通網形成計画」を、令和３年度には前「会津若松市地域公共交通計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、地域公共交通の確保維持に努めてきた。

一方で、自家用車の普及や人口減少により、長期的な公共交通利用の低迷とそれに伴う運行欠損の増加が続き、近年では深刻な運転手不足が顕在化する中、地域社会全体の価値を高めるためには、地域の移動ニーズを踏まえた、利便性が高く誰もが利用しやすい、持続可能な地域の公共交通体系を構築、維持していくことが重要となっている。

令和２年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、「地域公共交通計画」の策定が努力義務化され、さらに、令和８年の法改正では、深刻化する担い手不足や「交通空白」の解消を目的として、交通事業者によるモビリティデータの提供（応諾義務）を通じたデータに基づく計画策定（EBPM）の推進が図られている。また、既存の公共交通に加え、スクールバスや施設送迎などの「地域の輸送資源」を総動員した地域交通の確保が求められていることから、本市における持続可能な交通ネットワークのマスタープランとなる次期「会津若松市地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

３　対象地域

会津若松市

４　履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和９年３月23日までとする。

なお、本計画（素案）は、令和８年12月25日までに作成し、紙媒体及び電子データにより本会議事務局へ提出するものとする。

5　委託業務内容

本計画の策定にあたり、本市の地域特性や市域内における公共交通や移動手段の現状、需要を分析し、今後の課題を整理するとともに、解決策の立案、目標値の設定、管理方法などについて、専門的な分析や評価手法による調査を行うことを基本とする。

（１）計画準備（上位・関連計画の整理）

①本業務の目的を十分に考慮し、合理的かつ着実に作業を進めるため、業務の実施方法、工程、体制等を記した業務計画書を作成する。

②総合計画、立地適正化計画等の関連計画を整理し、体系化するとともに、地域の現状と課題を把握する。

③地域の現状と課題に対し、公共交通がどのように寄与していくべきかの仮説を検討する。

（２）実態・ニーズ把握調査

①前計画を比較検証（総括）するとともに、新たなニーズを把握すべく「市民アンケート調査」を実施する。

【配布想定】　市民、市内 15 地区、計 3,000 部程度

【回収想定】　回収率 35％（1,050 部程度）

【内容想定】　属性、日常の移動情報、主な移動手段、公共交通ニーズ、その他

ア．受託者は、市民アンケートの内容について、日常の移動実態や公共交通の利用状況、問題点・改善要望などを把握するとともに、前計画策定時の市民アンケートと比較できるよう内容を設計し、本会議事務局と協議の上、決定する。

イ．受託者は、アンケート調査票の印刷、封筒調達、封入、郵送、回収、調査票データの入力作業、集計結果の分析を行うものとする。

②バス乗降調査については、交通事業者の乗降データ等を基礎に集計し、過去毎年実施してきた調査の結果（データ）と比較できるよう整理する。

③地域鉄道や路線バス、タクシー、公共交通以外の移動手段（福祉輸送、スクールバス等）などの利用実態や費用・収益の動向について、事業者等から提供される情報に基づき把握、整理する。

④交通事業者の他、住民主体の地域内交通を運営・運行する地域づくり活動組織、地域の関係者、目的地先となる利便施設、庁内関係部署、公共交通以外の移動手段を有する者などへヒアリング等を行い、住民ニーズや様々な移動手段等を把握、整理する。

⑤潜在需要を定量的に把握するために、市が保有する住民基本台帳と連動した GIS データを活用し、生活圏やコミュニティの範囲を基礎として、地域特性分析を実施する。

（３）地域特性分析、公共交通等の現状分析及び需要分析

上記（２）のデータに基づき、地域全体の交通ネットワークやサービスレベルの設定を行う上で、前計画策定時のエリア設定を基本として、エリア毎に住民ニーズを把握・分析（前計画策定時との比較を含む）するとともに、公共交通の現状と住民ニーズのギャップから課題を抽出する。

①地域特性分析

ア．各地域の人口（年齢別)、人口密度、交通弱者、生活関連施設・観光施設等の状況

イ．各地域の移動実態（買物、通院、通学、通勤等の日常生活でのアクセス性）

ウ．その他、地域特性の把握に必要な分析を行うものとする。

②公共交通の現状分析

ア．地域鉄道や路線バス、タクシー、住民主体の地域内交通等の運行や利用の状況

イ．交通モード別・路線別の利用者数や事業性などを指標とした比較、評価

ウ．交通空白、不便地域の設定

エ．その他、公共交通ネットワークの再編及びサービスレベルの設定のために必要な分析を行うものとする。

③公共交通以外の移動手段の現状分析

ア．福祉輸送、スクールバス等の運行や利用の状況

イ．各移動手段の利用者数や事業性などを指標とした比較、評価

ウ．その他、公共交通ネットワークとの連携方法及びサービスレベルの設定のために必要な分析を行うものとする。

④新モビリティサービスの現状分析

ア．MaaS 関連事業の整理やリクエスト型最適経路バス（ＡＩオンデマンドバス）の本格運行後の利用者数や事業性などを指標とした比較、評価

イ．その他、公共交通ネットワークとしての位置づけや導入可能性及びサービスレベルの設定のために必要な分析を行うものとする。

⑤需要分析

上記①から④までの分析結果を踏まえ、エリア毎に定量的及び定性的に需要を整理・分析し、その結果をエリア毎及び市域全体の公共交通ネットワーク再編及びサービスレベル設定のために活用する。

（４）会津若松市地域公共交通計画（案）の検討・とりまとめ

①前計画の総括、本計画の目的、位置づけ、対象交通手段、区域、期間、進め方を取りまとめる。

【基本的な視点】

・前計画に定めた目標値を踏まえ、公共交通ネットワークの再編などの各取組や実績を総括するとともに、総合計画等の関連計画との整合は図りながら、本計画の目的、位置づけ、対象とする交通手段、区域、期間、進め方をとりまとめる。

・計画期間は、令和９年度を初年度とし、最終年度は「会津若松市第８次総合計画」や「会津圏域地域公共交通計画」「同利便増進実施計画」との整合を図りながら検討する。

②基本的な方針、目標、施策体系をとりまとめる。

【基本的な視点】

・ 前計画の期間には、キャッシュレス決済の導入など路線バス等の利用環境の改善や、リクエスト型最適経路バス（AI オンデマンドバス）の本格導入による市中心部の交通空白地域の解消、市内郊外エリアの路線バスの再編などを行った他、会津圏域地域公共交通活性化協議会と連携し、広域バス路線の再編を実施した。また、金川町・田園町や北会津、河東、湊地区では、地域住民との連携による地域内交通の運行を継続し、地域主体コミュニティ交通支援制度の構築に取り組んだ。

・ しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少により、路線バス等の利用者の減少に歯止めをかけるには至っておらず、深刻な運転手不足も顕在化してきており、路線バスの減便や廃止など地域公共交通の維持、確保は今後も厳しい状況が見込まれる。

・ 一方で、高齢者や障がい者の外出支援や免許返納促進に向けた運賃の割引、バス路線の充実などの社会的なニーズは高まっており、こうした相反する課題に既存の鉄道・バス・タクシーのみで対応していくことは難しいため、今後、新たな交通サービスや移動手段の導入など地域の輸送資源を総動員した対応が求められる。

③目標を達成するための具体施策をとりまとめる。

【基本的な視点】

・前計画に基づく取組を継続し、ICT を活用し、データに基づく施策の展開や新たな交通サービスの導入や改善等を図りつつ、地域の輸送資源をフル活用し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す。

ア．具体施策の検討

【例】

・公共交通ネットワークの再編

・住民主体の地域内交通の横展開
・高齢者や障がい者の移動支援・交通サービスの構築
・新モビリティサービスの導入・磨き上げ
・公共交通以外の移動手段との連携
・MaaS や交通系 IC カード等によるサービス提供の導入・磨き上げ
・複数の異なる交通モード利用のシームレス化
・観光や日常生活における目的と移動の連動を意識した異業種の事業者やまちづくり施策との連携
・交通拠点の設定・整備
・深刻な運転手不足への対応
・モビリティマネジメントの手法を活用した利用促進　　等

イ．具体施策を事業化するための手法・体制の検討

【例】

・データやマーケティングに基づく施策の検討
・地域特性分析に基づくエリア毎の施策・事業の検討
・計画期間内に取り組むことができる施策や優先順位付けと事業化スケジュール
・多様な主体の参画・連携と資源の活用が可能となる仕組み及び体制の構築
・計画作成、事業の推進、評価、見直しといったＰＤＣＡサイクルの方法　　等

④施策の進め方と評価をとりまとめる。

【基本的な視点】

・施策の達成状況の評価は各種データを活用した仕組みとし、ＰＤＣＡサイクルによる評価検証の導入などについて検討する。

※留意事項

・本市には近隣市町村と結ぶ広域の幹線が複数運行されているため、今回の調査事業では、関係市町村とも連携しながら広域的な公共交通ネットワークや交通結節点のあり方も含めて検討すること。
・基本的な方針を踏まえ、的確な公共交通ネットワークの再編やサービスレベル、まちづくりと公共交通の具体的な連携に向けた目標及び実施事業を設定し、事業の実施主体として、交通事業者の他、地域住民や医療・福祉、学校、商業施設などの様々な分野の主体との連携を検討すること。

（５）本会議の開催補助等

計画策定に向けた調査内容や調査結果を受けて、計画の方針や目標、具体施策等を議論するために本会議及び幹事会を開催するため、本市での本会議の開催補助及び協議打合せを各２回程度行う。

6　業務に必要な事項及び届出書類

（１）業務着手時に関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。
①着手届
②管理技術者届
③職務分担表
④工程表

（２）打合せ及び記録
常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、必要な資料を作成のうえ、十分な打ち合わせを行うとともに、業務の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。また、本会議や幹事会、打合せ等を行った際、必ず議事録を作成し、速やかに提示するものとする。

（３）業務完了時に関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。
①完了届
②納品書
③成果品
ア．本計画（計画書）の印刷製本　１部
イ．本計画（概要版）の印刷製本　１部（米国 Microsoft 社製 PowerPoint 版）
ウ．計画書等データ（米国 Microsoft 社製 Word･Excel･PowerPoint 版、PDF 版）
DVD-ROM　１枚
※各種調査結果の電子データ一式を含む

7　業務履行の確認
支払いの請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。

8　支払い条件
支払いは業務完了後一括払いとする。受託者は業務完了後速やかに完了検査を受け、委託料を請求すること。
委託者は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び福島県地域公共交通活性化事業補助金が交付された後、速やかに委託料を支払うものとする。

9　留意事項
（１）法令等の遵守
受託者は、本業務の実施にあたり、本要求水準書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

（２）資料の貸与

本業務の実施にあたり、本会議は受託者に対し、作業に必要な本会議もしくは会津若松市で作成又は保有している各種計画等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損がないように十分注意して取り扱い、本業務の完了後は、速やかに本会議もしくは会津若松市に返却しなければならない。

貸与資料については、 本会議の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

（３）秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

（４）成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

（５）納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は本会議事務局（会津若松市企画政策部企画調整課）とする。

（６）その他

本要求水準書の取り扱い、又はその内容について疑義が生じた場合、本会議事務局の指示によるものとする。